

**平成28年12月
平成28年第4回栃木市議会定例会
議案説明書**

栃木市

番 号 件 名

報告第31号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第32号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第33号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第34号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第35号 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

議案第115号 平成28年度栃木市一般会計補正予算（第3号）

議案第116号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第117号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第118号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

議案第119号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

補正予算（第1号）

議案第120号 平成28年度栃木市下水道特別会計補正予算（第2号）

議案第121号 平成28年度栃木市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

議案第122号 平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第2号）

議案第123号 栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定について 1

議案第124号 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について 3

議案第125号 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について 7

議案第126号 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の

特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	10
議案第 127 号 栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について	42
議案第 128 号 栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	81
議案第 129 号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	90
議案第 130 号 栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	107
議案第 131 号 栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	111
議案第 132 号 栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	115
議案第 133 号 栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	119
議案第 134 号 栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	127
議案第 135 号 財産の取得について	130
議案第 136 号 指定管理者の指定について（栃木市斎場）	133
議案第 137 号 指定管理者の指定について（栃木市大平児童館）	134
議案第 138 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて	135

(商工振興課)

議案第123号

栃木市創業支援中村由美子基金条例の制定について

提案理由

中村和男氏から寄附の申入れがあった財産を商工業における創業を支援するための事業に要する財源に充てることを目的とした基金を設置するため、栃木市創業支援中村由美子基金条例を制定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 以下略

(職 員 課)

議案第124号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市議会の議員の
期末手当を改定するため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に關
する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第1条関係)

期末手当について、12月期の支給割合を100分の10引き上げること。
(第6条関係)

2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第2条関係)

期末手当について、6月期の支給割合を100分の5引き上げ、12月
期の支給割合を100分の5引き下げる。 (第6条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第124号（職員課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】	
(期末手当)	
第6条 略	
2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の150を、12月に支給する場合においては <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略	
【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】	
(期末手当)	
第6条 略	
2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては <u>100分の150</u> を、12月に支給する場合においては <u>100分の175</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)～(4) 略	

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の150を、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

(期末手当)

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあっては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の155を、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(職 員 課)

議案第125号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市長等の期末手当を改定するため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）

期末手当について、12月期の支給割合を100分の10引き上げること。（第4条関係）

2 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）

期末手当について、6月期の支給割合を100分の5引き上げ、12月期の支給割合を100分の5引き下げること。（第4条関係）

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第125号（職員課）

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現	行
---	---

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の150を、12月においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の155を、12月においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

(職 員 課)

議案第126号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市職員の給与を改定するため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

- (1) 字句の整理を行うこと。（第17条の2及び第17条の3関係）
- (2) 勤勉手当について、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員については100分の10、再任用職員については100分の5引き上げるとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を引き上げること。（第17条の4及び附則関係）

(3) 行政職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第1関係）

(4) 消防職給料表の給料月額を引き上げること。（別表第2関係）

2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

- (1) 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当の月額を引き下げ、子に係る扶養手当の月額を引き上げること。

(2) 勤勉手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にするとともに、55歳を超える特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る割合を改めること。

(第17条の4及び附則関係)

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第3条関係)

(1) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の10引き上げること。(第10条関係)

(2) 特定任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)

(3) 任期付職員給料表の給料月額を引き上げること。(別表第2関係)

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

(第4条関係)

期末手当について、年間の支給割合を変更することなく、6月期及び12月期の支給割合を均等にすること。(第10条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第126号（職員課）

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

現	行
---	---

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し

一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に禁錮以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件について、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分があったことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 任命権者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し

現	行
	<u>禁錮</u> 以上の刑に処せられなかつた場合
(2)・(3) 略	
4~6 略	
	(勤勉手当)
第17条の4 略	
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。	
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額の総額	
(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額	
3~5 略	
附 則	
1~3 2 略	
3 3 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。	

改 正 案

禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

(2)・(3) 略

4～6 略

(勤勉手当)

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）、12月に支給する場合においては100分の42.5（特定幹部職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

33 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合においては100分の1.2（特定幹部職員にあっては、100分の1.5）、12月に支給する場合においては100分の1.35（特定幹部職員にあっては、100分の1.65）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給する場合においては100分の80（特定幹部職員にあっては、100分の100）、12

現

行

改 正 案

月に支給する場合においては100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110）
を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

		現			行	
79	<u>237,200</u>	<u>289,100</u>	<u>335,200</u>	<u>373,700</u>	<u>388,300</u>	<u>407,600</u>
80	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,700</u>	<u>374,200</u>	<u>388,600</u>	<u>407,800</u>
81	<u>238,700</u>	<u>289,700</u>	<u>336,100</u>	<u>374,700</u>	<u>388,800</u>	<u>408,000</u>
82	<u>239,400</u>	<u>289,900</u>	<u>336,600</u>	<u>375,300</u>	<u>389,100</u>	<u>408,300</u>
83	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,100</u>	<u>375,800</u>	<u>389,400</u>	<u>408,600</u>
84	<u>240,800</u>	<u>290,600</u>	<u>337,600</u>	<u>376,100</u>	<u>389,600</u>	<u>408,800</u>
85	<u>241,500</u>	<u>290,900</u>	<u>337,900</u>	<u>376,500</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>
86	<u>242,200</u>	<u>291,200</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,100</u>	
87	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>338,800</u>	<u>377,400</u>	<u>390,400</u>	
88	<u>243,600</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,600</u>	
89	<u>244,300</u>	<u>292,200</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>390,800</u>	
90	<u>244,800</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,700</u>	<u>391,100</u>	
91	<u>245,300</u>	<u>292,900</u>	<u>340,400</u>	<u>379,100</u>	<u>391,400</u>	
92	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,600</u>	
93	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>341,000</u>	<u>379,800</u>	<u>391,800</u>	
94		<u>293,600</u>	<u>341,400</u>			
95		<u>294,000</u>	<u>341,900</u>			
96		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>			
97		<u>294,600</u>	<u>342,400</u>			
98		<u>294,900</u>	<u>342,900</u>			
99		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>			
100		<u>295,700</u>	<u>343,600</u>			
101		<u>295,900</u>	<u>343,900</u>			
102		<u>296,200</u>	<u>344,300</u>			
103		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>			
104		<u>296,900</u>	<u>345,100</u>			
105		<u>297,100</u>	<u>345,600</u>			
106		<u>297,400</u>	<u>346,000</u>			
107		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>			
108		<u>298,100</u>	<u>346,800</u>			
109		<u>298,300</u>	<u>347,300</u>			
110		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>			
111		<u>299,100</u>	<u>348,000</u>			
112		<u>299,400</u>	<u>348,300</u>			
113		<u>299,500</u>	<u>348,800</u>			
114		<u>299,800</u>				
115		<u>300,100</u>				
116		<u>300,500</u>				
117		<u>300,700</u>				
118		<u>300,900</u>				
119		<u>301,200</u>				
120		<u>301,500</u>				

改 正 案

	<u>79</u>	<u>238,000</u>	<u>289,500</u>	<u>335,600</u>	<u>374,100</u>	<u>388,700</u>	<u>408,000</u>		
	<u>80</u>	<u>238,700</u>	<u>289,900</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>389,000</u>	<u>408,200</u>		
	<u>81</u>	<u>239,400</u>	<u>290,100</u>	<u>336,500</u>	<u>375,100</u>	<u>389,200</u>	<u>408,400</u>		
	<u>82</u>	<u>240,100</u>	<u>290,300</u>	<u>337,000</u>	<u>375,700</u>	<u>389,500</u>	<u>408,700</u>		
	<u>83</u>	<u>240,800</u>	<u>290,700</u>	<u>337,500</u>	<u>376,200</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>		
	<u>84</u>	<u>241,500</u>	<u>291,000</u>	<u>338,000</u>	<u>376,500</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>		
	<u>85</u>	<u>242,100</u>	<u>291,300</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>390,200</u>	<u>409,400</u>		
	<u>86</u>	<u>242,800</u>	<u>291,600</u>	<u>338,700</u>	<u>377,400</u>	<u>390,500</u>			
	<u>87</u>	<u>243,500</u>	<u>291,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,800</u>	<u>390,800</u>			
	<u>88</u>	<u>244,200</u>	<u>292,300</u>	<u>339,600</u>	<u>378,200</u>	<u>391,000</u>			
	<u>89</u>	<u>244,900</u>	<u>292,600</u>	<u>339,900</u>	<u>378,600</u>	<u>391,200</u>			
	<u>90</u>	<u>245,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,300</u>	<u>379,100</u>	<u>391,500</u>			
	<u>91</u>	<u>245,800</u>	<u>293,300</u>	<u>340,800</u>	<u>379,500</u>	<u>391,800</u>			
	<u>92</u>	<u>246,300</u>	<u>293,700</u>	<u>341,200</u>	<u>379,900</u>	<u>392,000</u>			
	<u>93</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,400</u>	<u>380,200</u>	<u>392,200</u>			
	<u>94</u>		<u>294,000</u>	<u>341,800</u>					
	<u>95</u>		<u>294,400</u>	<u>342,300</u>					
	<u>96</u>		<u>294,800</u>	<u>342,700</u>					
	<u>97</u>		<u>295,000</u>	<u>342,800</u>					
	<u>98</u>		<u>295,300</u>	<u>343,300</u>					
	<u>99</u>		<u>295,700</u>	<u>343,700</u>					
	<u>100</u>		<u>296,100</u>	<u>344,000</u>					
	<u>101</u>		<u>296,300</u>	<u>344,300</u>					
	<u>102</u>		<u>296,600</u>	<u>344,700</u>					
	<u>103</u>		<u>297,000</u>	<u>345,100</u>					
	<u>104</u>		<u>297,300</u>	<u>345,500</u>					
	<u>105</u>		<u>297,500</u>	<u>346,000</u>					
	<u>106</u>		<u>297,800</u>	<u>346,400</u>					
	<u>107</u>		<u>298,200</u>	<u>346,800</u>					
	<u>108</u>		<u>298,500</u>	<u>347,200</u>					
	<u>109</u>		<u>298,700</u>	<u>347,700</u>					
	<u>110</u>		<u>299,100</u>	<u>348,100</u>					
	<u>111</u>		<u>299,500</u>	<u>348,400</u>					
	<u>112</u>		<u>299,800</u>	<u>348,700</u>					
	<u>113</u>		<u>299,900</u>	<u>349,200</u>					
	<u>114</u>		<u>300,200</u>						
	<u>115</u>		<u>300,500</u>						
	<u>116</u>		<u>300,900</u>						
	<u>117</u>		<u>301,100</u>						
	<u>118</u>		<u>301,300</u>						
	<u>119</u>		<u>301,600</u>						
	<u>120</u>		<u>301,900</u>						

現 行									
	121			<u>301,900</u>					
	122			<u>302,100</u>					
	123			<u>302,400</u>					
	124			<u>302,700</u>					
	125			<u>303,000</u>					
再任 用職 員		<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>	<u>388,700</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

	121		<u>302,300</u>						
	122		<u>302,500</u>						
	123		<u>302,800</u>						
	124		<u>303,100</u>						
	125		<u>303,400</u>						
再任 用職 員		<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	<u>356,000</u>	<u>389,100</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改 正 案

別表第2(第3条関係)

消防職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		号給	給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700

改 正 案

37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500	
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800	
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100	
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400	
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700	
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000	
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300	
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500	
70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800	
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100	
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400	
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600	
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900	
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200	
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500	
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700	
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000	

		現		行			
79	<u>281,700</u>	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900
80	<u>282,800</u>	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200
81	<u>284,100</u>	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400
82	<u>285,300</u>	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700
83	<u>286,600</u>	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000
84	<u>287,900</u>	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300
85	<u>289,100</u>	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	<u>290,300</u>	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	<u>291,500</u>	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	<u>292,700</u>	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	<u>293,800</u>	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	<u>295,000</u>	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	<u>296,100</u>	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	<u>297,300</u>	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	<u>298,100</u>	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	<u>299,400</u>	323,000	349,400	383,000			
95	<u>300,500</u>	324,400	350,900	383,600			
96	<u>301,800</u>	325,700	352,400	384,100			
97	<u>302,900</u>	326,900	353,700	384,500			
98	<u>304,100</u>	328,200	354,900	384,900			
99	<u>305,300</u>	329,500	356,000	385,500			
100	<u>306,500</u>	330,800	357,200	386,000			
101	<u>307,700</u>	332,200	358,300	386,400			
102	<u>308,700</u>	333,100	359,400	386,900			
103	<u>309,800</u>	334,200	360,500	387,500			
104	<u>310,800</u>	335,400	361,700	388,000			
105	<u>311,600</u>	336,500	362,900	388,300			
106	<u>312,200</u>	337,600	363,400	388,700			
107	<u>312,800</u>	338,600	364,000	389,200			
108	<u>313,500</u>	339,700	364,600	389,500			
109	<u>314,000</u>	340,900	365,200	389,800			
110	<u>314,500</u>	341,900	365,700	390,300			
111	<u>315,000</u>	342,900	366,200	390,800			
112	<u>315,600</u>	343,800	366,700	391,300			
113	<u>316,400</u>	344,700	367,100	391,600			
114	<u>317,100</u>	345,600	367,500	392,100			
115	<u>317,800</u>	346,600	368,100	392,600			
116	<u>318,500</u>	347,600	368,600	393,100			
117	<u>319,100</u>	348,600	369,000	393,400			
118	<u>319,900</u>	349,100	369,500	393,900			
119	<u>320,600</u>	349,700	370,100	394,400			
120	<u>321,400</u>	350,300	370,600	394,900			

改 正 案

79	<u>282,500</u>	<u>302,500</u>	<u>327,600</u>	<u>371,500</u>	<u>409,500</u>	<u>420,900</u>	<u>438,300</u>
80	<u>283,600</u>	<u>304,000</u>	<u>329,200</u>	<u>372,700</u>	<u>410,000</u>	<u>421,200</u>	<u>438,600</u>
81	<u>284,700</u>	<u>305,400</u>	<u>330,900</u>	<u>373,900</u>	<u>410,400</u>	<u>421,400</u>	<u>438,800</u>
82	<u>285,900</u>	<u>306,800</u>	<u>332,600</u>	<u>375,100</u>	<u>411,000</u>	<u>421,700</u>	<u>439,100</u>
83	<u>287,200</u>	<u>308,100</u>	<u>334,200</u>	<u>376,200</u>	<u>411,500</u>	<u>422,000</u>	<u>439,400</u>
84	<u>288,500</u>	<u>309,500</u>	<u>335,900</u>	<u>377,400</u>	<u>411,700</u>	<u>422,200</u>	<u>439,700</u>
85	<u>289,700</u>	<u>310,600</u>	<u>337,300</u>	<u>378,500</u>	<u>412,000</u>	<u>422,400</u>	<u>439,900</u>
86	<u>290,900</u>	<u>312,100</u>	<u>338,800</u>	<u>379,100</u>	<u>412,500</u>	<u>422,700</u>	
87	<u>292,000</u>	<u>313,400</u>	<u>340,300</u>	<u>379,600</u>	<u>412,800</u>	<u>423,000</u>	
88	<u>293,200</u>	<u>314,900</u>	<u>341,800</u>	<u>380,200</u>	<u>413,100</u>	<u>423,200</u>	
89	<u>294,300</u>	<u>316,400</u>	<u>343,100</u>	<u>380,800</u>	<u>413,400</u>	<u>423,400</u>	
90	<u>295,500</u>	<u>317,900</u>	<u>344,300</u>	<u>381,400</u>	<u>413,800</u>	<u>423,700</u>	
91	<u>296,600</u>	<u>319,300</u>	<u>345,600</u>	<u>382,000</u>	<u>414,200</u>	<u>424,000</u>	
92	<u>297,800</u>	<u>320,800</u>	<u>346,900</u>	<u>382,600</u>	<u>414,600</u>	<u>424,200</u>	
93	<u>298,500</u>	<u>322,100</u>	<u>348,300</u>	<u>382,900</u>	<u>414,900</u>	<u>424,400</u>	
94	<u>299,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,800</u>	<u>383,400</u>			
95	<u>300,900</u>	<u>324,800</u>	<u>351,300</u>	<u>384,000</u>			
96	<u>302,200</u>	<u>326,100</u>	<u>352,800</u>	<u>384,500</u>			
97	<u>303,300</u>	<u>327,300</u>	<u>354,100</u>	<u>384,900</u>			
98	<u>304,500</u>	<u>328,600</u>	<u>355,300</u>	<u>385,300</u>			
99	<u>305,700</u>	<u>329,900</u>	<u>356,400</u>	<u>385,900</u>			
100	<u>306,900</u>	<u>331,200</u>	<u>357,600</u>	<u>386,400</u>			
101	<u>308,100</u>	<u>332,600</u>	<u>358,700</u>	<u>386,800</u>			
102	<u>309,100</u>	<u>333,500</u>	<u>359,800</u>	<u>387,300</u>			
103	<u>310,200</u>	<u>334,600</u>	<u>360,900</u>	<u>387,900</u>			
104	<u>311,200</u>	<u>335,800</u>	<u>362,100</u>	<u>388,400</u>			
105	<u>312,000</u>	<u>336,900</u>	<u>363,300</u>	<u>388,700</u>			
106	<u>312,600</u>	<u>338,000</u>	<u>363,800</u>	<u>389,100</u>			
107	<u>313,200</u>	<u>339,000</u>	<u>364,400</u>	<u>389,600</u>			
108	<u>313,900</u>	<u>340,100</u>	<u>365,000</u>	<u>389,900</u>			
109	<u>314,400</u>	<u>341,300</u>	<u>365,600</u>	<u>390,200</u>			
110	<u>314,900</u>	<u>342,300</u>	<u>366,100</u>	<u>390,700</u>			
111	<u>315,400</u>	<u>343,300</u>	<u>366,600</u>	<u>391,200</u>			
112	<u>316,000</u>	<u>344,200</u>	<u>367,100</u>	<u>391,700</u>			
113	<u>316,800</u>	<u>345,100</u>	<u>367,500</u>	<u>392,000</u>			
114	<u>317,500</u>	<u>346,000</u>	<u>367,900</u>	<u>392,500</u>			
115	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>368,500</u>	<u>393,000</u>			
116	<u>318,900</u>	<u>348,000</u>	<u>369,000</u>	<u>393,500</u>			
117	<u>319,500</u>	<u>349,000</u>	<u>369,400</u>	<u>393,800</u>			
118	<u>320,300</u>	<u>349,500</u>	<u>369,900</u>	<u>394,300</u>			
119	<u>321,000</u>	<u>350,100</u>	<u>370,500</u>	<u>394,800</u>			
120	<u>321,800</u>	<u>350,700</u>	<u>371,000</u>	<u>395,300</u>			

現 行

		<u>322,000</u>	<u>350,600</u>	<u>370,700</u>	<u>395,300</u>				
	121	<u>322,300</u>	<u>351,000</u>	<u>371,300</u>	<u>395,800</u>				
	122	<u>322,800</u>	<u>351,500</u>	<u>371,800</u>	<u>396,200</u>				
	123	<u>323,300</u>	<u>351,900</u>	<u>372,200</u>	<u>396,700</u>				
	124								
	125	<u>323,600</u>	<u>352,300</u>	<u>372,700</u>	<u>397,100</u>				
	126								
	127								
	128								
	129								
	130								
	131								
	132								
	133								
	134								
	135								
	136								
	137								
	138								
	139								
	140								
	141								
	142								
	143								
	144								
	145								
再任 用職 員		<u>240,300</u>	<u>252,000</u>	<u>256,100</u>	<u>287,400</u>	<u>303,900</u>	<u>318,000</u>	<u>341,600</u>	<u>376,700</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

改 正 案

121	<u>322,400</u>	<u>351,000</u>	<u>371,100</u>	<u>395,700</u>					
122	<u>322,700</u>	<u>351,400</u>	<u>371,700</u>	<u>396,200</u>					
123	<u>323,200</u>	<u>351,900</u>	<u>372,200</u>	<u>396,600</u>					
124	<u>323,700</u>	<u>352,300</u>	<u>372,600</u>	<u>397,100</u>					
125	<u>324,000</u>	<u>352,700</u>	<u>373,100</u>	<u>397,500</u>					
126		<u>353,100</u>	<u>373,600</u>						
127		<u>353,600</u>	<u>374,100</u>						
128		<u>354,000</u>	<u>374,600</u>						
129		<u>354,400</u>	<u>374,900</u>						
130		<u>354,800</u>	<u>375,400</u>						
131		<u>355,200</u>	<u>375,900</u>						
132		<u>355,600</u>	<u>376,400</u>						
133		<u>355,800</u>	<u>376,700</u>						
134		<u>356,300</u>	<u>377,200</u>						
135		<u>356,700</u>	<u>377,600</u>						
136		<u>357,000</u>	<u>378,000</u>						
137		<u>357,300</u>	<u>378,300</u>						
138		<u>357,700</u>	<u>378,800</u>						
139		<u>358,200</u>	<u>379,300</u>						
140		<u>358,700</u>	<u>379,800</u>						
141		<u>359,000</u>	<u>380,100</u>						
142		<u>359,500</u>							
143		<u>360,000</u>							
144		<u>360,500</u>							
145		<u>360,800</u>							
再任用職員		<u>240,700</u>	<u>252,400</u>	<u>256,500</u>	<u>287,800</u>	<u>304,300</u>	<u>318,400</u>	<u>342,000</u>	<u>377,100</u>

備考 この表は、消防吏員に適用する。

現	行
【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】	
(扶養手当)	
第8条 略	
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	
(1) 略	
(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫	
(3)～(5) 略	
3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいる場合にあっては、そのうち1人について1万1,000円）とする。	
4 略	
第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいるときは、その旨を含む。）を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。	
(1) 略	
(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）	
(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）	
(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）	
2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事	

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（扶養手当）

第8条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 略

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4)～(6) 略

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者又はその委任を受けた者に届け出なければならない。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職

現 行
<p>実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの<u>すべて</u>が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>
<p>3 扶養手当は、<u>これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、<u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></u></p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ</p>

改 正 案

員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（勤勉手当）

第17条の4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれ

現	行
	ぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の80</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の100</u> ）、 <u>12月に支給する場合においては100分の90</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の110</u> ）を乗じて得た額の総額
(2)	前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の37.5</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の47.5</u> ）、 <u>12月に支給する場合においては100分の42.5</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の52.5</u> ）を乗じて得た額の総額
3～5 略	
附 則	
1～3 2 略	
3 3	附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の1.2</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の1.5</u> ）、 <u>12月に支給する場合においては100分の1.35</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の1.65</u> ）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の80</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の100</u> ）、 <u>12月に支給する場合においては100分の90</u> （特定幹部職員にあっては、 <u>100分の110</u> ）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。
【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】	
（給与条例の適用除外等）	
第10条 略	
2	特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1

改 正 案

ぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第30項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～32 略

3 3 附則第30項の規定が適用される間、第17条の4第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第30項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275（特定幹部職員にあっては、100分の1.575）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1

現 行

項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

別表第1（第8条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2（第9条関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料	144,600	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
月額	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

（給与条例の適用除外等）

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

改 正 案

項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

別表第1 (第8条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	372,000円
2	420,000円
3	471,000円
4	532,000円

別表第2 (第9条関係)

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料	146,100	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
月額	円	円	円	円	円	円	円	円

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

(市民税課)

議案第127号

栃木市税条例等の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市税条例等の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

1 栃木市税条例の一部改正

(1) 行政不服審査法の改正に伴う字句の整理を行うこと。

(第18条の2関係)

(2) 市民税の延滞金の計算期間等を改めること。

(第19条、第43条、第48条及び第50条関係)

(3) 減免申請書に記載する事項から個人番号を削ること。

(第51条及び第139条の3関係)

(4) 独立行政法人の統合に伴う規定の整理を行うこと。

(第56条及び第59条関係)

(5) 医療費控除の特例を設けること。(附則第6条関係)

(6) 再生可能エネルギー発電設備等の固定資産税に係る課税標準の特例を設けること。(附則第10条の2関係)

(7) 軽自動車税グリーン化特例を1年延長すること。(附則第16条関係)

(8) 特例適用利子等に係る個人市民税の特例を定めること。

(附則第20条の2関係)

(9) 引用条項の整理を行うこと。 (附則第20条の3関係)

2 栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

引用条項の整理を行うこと。 (附則第6条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第127号（市民税課）

栃木市税条例等の一部を改正する条例

現	行
【栃木市税条例の一部改正】	
(災害等による期限の延長)	
第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。	
2～5 略	
(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)	
第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	
(1) 略	
(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	
(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、	

改 正 案

【栃木市税条例の一部改正】

(災害等による期限の延長)

第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

2～5 略

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条、第139条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

- (1) 略
- (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限

現	行
	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
(4) 略	
	(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)
	第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（次項において「不足税額」と総称する。）を追徴する。
2	前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。
3	所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が

改 正 案

後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(5) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収）

第43条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第35条第1号ただし書若しくは第2号又は第36条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第40条の各納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が

現	行
所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。	
(法人の市民税の申告納付)	
第48条 略	
2 略	
3 法第321条の8第22項の申告書	(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限と

改 正 案

所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間
- (2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2 略

3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された

現	行
	<p>する。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
4	<p>前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>

改 正 案

納期限とする。) の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係

5・6 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと）による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

改 正 案

る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6・7 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。
- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。)による更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項におい

現 行

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(2)・(3) 略

3 略

改 正 案

て「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を滞納金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(市民税の減免)

第51条 略

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

(2)・(3) 略

3 略

現 行
第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、 <u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> 、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)～(6) 略
(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供したこととなった場合又は有料で使用させこととなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

改 正 案

第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

現 行

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

3 略

附 則

第6条 削除

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

5・6 略

改 正 案

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

(2)・(3) 略

3 略

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2・3 略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

5・6 略

7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割

現 行

7～9 略

10 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 热损失防止改修工事に要した費用

(6) 略

9 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改 正 案

合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12～14 略

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

16 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
第10条の3 略

2～7 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 略

9 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現	行
表 略	
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
表 略	
4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>	
表 略	

改 正 案

表 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

現

行

改 正 案

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居

現

行

改 正 案

住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

現 行

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得稅法、法人稅法及び地方稅法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3

改 正 案

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所

現 行
条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する <u>特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額</u> とする。
(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに <u>附則第20条の2第1項</u> に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の2第1項</u> の規定による市民税の所得割の額」とする。
3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、 <u>第33条及び第34条の3</u> の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の <u>同法第3条の2の2第12項</u> に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が <u>同法第3条の2の2第3項</u> の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
4 略
5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、 <u>附則第20条の2第3項</u> に規定する条約適用配当等の額」とする。
(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、 <u>附則第7条第1項</u> 、 <u>附則第7条の3第1項</u> 及び <u>附則第7条の3の2第1項</u> の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条の2第3項</u> の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、 <u>附則第7条第1項</u> 、 <u>附則第7条の3第1項</u> 及び <u>附則第7条の3の2第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに <u>附則第20条の2第3項</u> の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び <u>附則第20条</u>

改 正 案

得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条」

現 行
<u>の 2 第 3 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第 34 条の 9 第 1 項中「第 3 3 条第 4 項」とあるのは「附則第 20 条の 2 第 4 項」とする。</u>
(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは 山林所得金額又は附則第 20 条の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しく は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第 3 条の 2 第 20 項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額 とする。」
(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林 所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第 2 項 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項の規定による市 民税の所得割の額」とする。
6 租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合（第 3 項後段の規定 の適用がある場合を除く。）における第 34 条の 9 の規定の適用については、同条第 1 項中「又 は同条第 6 項」とあるのは「若しくは附則第 20 条の 2 第 3 項に規定する条約適用配当等（以 下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達 される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告 書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の 明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてや むを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所 得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条 約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 1 項の規定及び法第 2 章第 1 節第 5 款の規定に より配当割額を課されたとき、又は第 33 条第 6 項」と、同条第 3 項中「法第 37 条の 4」と あるのは「租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 9 項の規定により読み替えて適用され る法第 37 条の 4」とする。

改 正 案

の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額とする。

- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

現 行

【栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	<u>第34号の2様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号) <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。) 第48号の5様式
第98条第2項	<u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>第34号の2の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>第34号の2様式</u> 又は <u>第34号の2の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改 正 案

【栃木市税条例等の一部を改正する条例の一部改正】

附 則

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第98条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第98条第1項	<u>施行規則第34号の2</u> <u>様式</u>	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成27年総務省令第38号)による改正前の地方税法施行規則(以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。)第48号の5様式
第98条第2項	<u>施行規則第34号の2</u> <u>の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第98条第3項	<u>施行規則第34号の2</u> <u>の6様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第98条第4項	<u>施行規則第34号の2</u> <u>様式</u> 又は <u>第34号の2</u> <u>の2様式</u>	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4～6 略

7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののはか、栃木市税条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

現 行		
略	略	略
第19条第3号	<u>第48条第1項の申告書（法第32 1条の8第22項及び第23項の申 告書を除く。）、第98条第1項若 しくは第2項の申告書又は第139 条第1項の申告書でその提出期限</u>	平成27年9月改正條 例附則第6条6項の納 期限
略	略	略
<u>第100条の2</u>	第98条第1項又は第2項	平成27年9月改正條 例附則第6条第5項
	当該各項	同項
略	略	略

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u>	<u>第9項</u>
	<u>から</u>	<u>、第5項及び</u>
略	略	略
<u>第7項の表第100条 の2の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用 する同条第5項
略	略	略

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

改 正 案

略	略	略
第19条第3号	第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成27年9月改正条例附則第6条6項の納期限
略	略	略
<u>第100条の2第1項</u>	第98条第1項又は第2項	平成27年9月改正条例附則第6条第5項
	当該各項	同項
略	略	略

8・9 略

10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項の</u>	<u>第9項の</u>
	<u>同項から前項まで</u>	<u>同項、第5項及び前項</u>
略	略	略
<u>第7項の表第100条の2第1項の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第10項において準用する同条第5項
略	略	略

11 略

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

現 行

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u> <u>から</u>	<u>第11項</u> <u>、第5項及び</u>
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用 する同条第5項
略	略	略

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	<u>第4項</u> <u>から</u>	<u>第13項</u> <u>、第5項及び</u>
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用 する同条第5項
略	略	略

改 正 案

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第11項の 同項、第5項及び前項
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2第1項の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第12項において準用する同条第5項
略	略	略

13 略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	略
第7項の表以外の部分	第4項の 同項から前項まで	第13項の 同項、第5項及び前項
略	略	略
第7項の表 <u>第100条</u> <u>の2第1項の項</u>	附則第6条第5項	附則第6条第14項において準用する同条第5項
略	略	略

(資産税課)

議案第128号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市都市計画税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 課税標準等の特例に係る引用条項の整理を行うこと。
(第2条及び附則関係)
- 2 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第128号（資産税課）

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

現	行
(課税の根拠)	
第1条 略	
2 都市計画税の賦課徴収については、法令及び栃木市税条例（平成22年栃木市条例第55号。以下「市税条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。	
(納税義務者等)	
第2条 略	
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第23項、第24項、第26項、第28項又は第30項から第33項までの規定</u> の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	
3・4 略	
附 則	
1～6 略	
(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	
7 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第20項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画	

改 正 案

(課税の根拠)

第1条 略

2 都市計画税の賦課徴収については、法令及び栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号。以下「市税条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(納税義務者等)

第2条 略

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。

3・4 略

附 則

1～6 略

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

7 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

8 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画

現 行
税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
<u>8</u> 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第20項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
<u>9</u> <u>附則第7項</u> の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第20項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、 <u>附則第7項</u> の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
<u>10</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第7項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第20項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
<u>11</u> 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、 <u>附則第7項</u> の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を

改 正 案

税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

9 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を

現	行
乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第20項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。	
(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)	
<u>12 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</u>	
表 略	
(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)	
<u>13 略</u>	
<u>14 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第12項の規定の適用について</u> は、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。	
<u>15 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</u>	

改 正 案

乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

表 略

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

14 略

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

現	行
<p><u>16</u> 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項<u>若しくは第42項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「<u>又は第30項から第33項まで</u>」とあるのは「<u>若しくは第30項から第33項まで</u>又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p>	
<p><u>17</u> 略</p>	

改 正 案

17 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、
第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第1
5条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」
とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

18 略

(保険医療課)

議案第129号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

国民健康保険の健全運営を図るため税率等の改定を行うとともに、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 国民健康保険税の課税限度額を改めること。(第2条関係)
- 2 国民健康保険税の所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額を改めること。(第3条から第9条の3関係)
- 3 低所得者世帯における国民健康保険税の基礎課税額の算定に際し、減額する額を改めること。(第23条関係)
- 4 国民健康保険税の減免申請の期限を改め、減免申請書に記載すべき事項から個人番号を削ること。(第25条の2関係)
- 5 市民税において分離課税されることになった外国居住者等が有する事業から生じる所得に係る特例適用利子等(公社債及び預貯金の利子等)及び上場株式等の配当等について、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めること。(附則関係)

[参照条文]

議案第1 2 3号と同じ。

議案第129号（保険医療課）

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現	行
(課税額)	
第2条 略	
2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、 <u>51万円</u> とする。	
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16万円</u> とする。	
4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合においては、介護納付金課税額は、 <u>14万円</u> とする。	
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)	
第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>100分の7.4</u> を乗じて算定する。	
2 略	
(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)	
第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の11.0</u> を乗じて算定する。	
(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)	
第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>27,000円</u> とする。	

改 正 案

(課税額)

第2条 略

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

- 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項の規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.2を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

- 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

- 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について3万円とする。

現 行
(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)
第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>24,000円</u>
(2) 特定世帯 <u>12,000円</u>
(3) 特定継続世帯 <u>18,000円</u>
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>100分の2.9</u> を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)
第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に <u>100分の3.0</u> を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について <u>9,000円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)
第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,500円</u>
(2) 特定世帯 <u>3,750円</u>

改 正 案

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 26,000円

(2) 特定世帯 13,000円

(3) 特定継続世帯 19,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1万1,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,000円

(2) 特定世帯 4,500円

現 行

(3) 特定継続世帯 5, 625円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について8,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

改 正 案

(3) 特定継続世帯 6, 750円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万2,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について9,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について21,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,200円

現 行

(イ) 特定世帯 8, 400円

(ウ) 特定継続世帯 12, 600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 250円

(イ) 特定世帯 2, 625円

(ウ) 特定継続世帯 3, 938円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 900円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330, 000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13, 500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12, 000円

(イ) 特定世帯 6, 000円

(ウ) 特定継続世帯 9, 000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4, 500円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3, 750円

(イ) 特定世帯 1, 875円

改 正 案

(イ) 特定世帯 9, 100円

(ウ) 特定継続世帯 13, 650円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8, 050円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6, 300円

(イ) 特定世帯 3, 150円

(ウ) 特定継続世帯 4, 725円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8, 400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について6, 300円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330, 000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13, 000円

(イ) 特定世帯 6, 500円

(ウ) 特定継続世帯 9, 750円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5, 750円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 500円

(イ) 特定世帯 2, 250円

現 行

(ウ) 特定継続世帯 2,813円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,500円

(イ) 特定世帯 750円

(ウ) 特定継続世帯 1,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,600円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,400円

（国民健康保険税の減免）

第25条の2 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次

改 正 案

(ウ) 特定継続世帯 3, 375円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について4, 500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330, 000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480, 000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6, 000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 200円

(イ) 特定世帯 2, 600円

(ウ) 特定継続世帯 3, 900円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1, 800円

(イ) 特定世帯 900円

(ウ) 特定継続世帯 1, 350円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2, 400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1, 800円

（国民健康保険税の減免）

第25条の2 略

2 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げ

現 行

に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)

(2)・(3) 略

3 略

附 則

1～25 略

改 正 案

る事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名

(2)・(3) 略

3 略

附 則

1～25 略

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に

現 行

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

26 略

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

27 略

(平成22年度以降の保険税の減免の特例)

28 略

改 正 案

規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

28 略

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

29 略

（平成22年度以降の保険税の減免の特例）

30 略

(保険医療課)

議案第130号

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

提案理由

重度心身障がい者医療費助成を現物給付とするため、栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

重度心身障がい者医療費の助成方法を現物給付方式に改めるとともに、規定を整理すること。(第4条、第5条及び第7条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第130号（保険医療課）

栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

現

行

(助成)

第4条 市長は、助成対象者が一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成する。

（助成の申請及び申請期間）

第5条 略

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第7条 略

改 正 案

(現物給付による助成)

第4条 市長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。
ただし、医療機関等が助成対象者から一部負担金等の支払を受けている場合は、この限りでない。

(償還払いによる助成)

第5条 市長は、県外の医療機関等での受診その他やむを得ない事由により、助成対象者が一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成することができる。
(助成の申請及び申請期間)

第6条 略

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な行為により、第4条及び第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。
(委任)

第8条 略

(地域包括ケア推進課)

議案第131号

栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護認定調査員等の報酬を改定するとともに、認知症初期集中支援専門医等の報酬を定めるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 介護認定調査員、主任介護支援専門員及び介護支援専門員、社会福祉士並びに嘱託保育士の報酬の額を改定すること。(別表関係)
- 2 認知症初期集中支援専門医、認知症初期集中支援専門員及び子育て世代包括支援センター専門員の報酬の額を定めること。(別表関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第131号（地域包括ケア推進課）

「栃木市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

現 行

別表（第1条関係）

職名	報酬の額	
略	略	略
介護認定調査員	月額	150,000円に、件数1件 につき2,000円を加算して 得た額
略	略	略
主任介護支援専門員、介護支援専門員	月額	240,000 //
社会福祉士	月額	240,000 //
栃木市市民会議委員	学識経験者	日額
	その他	//
略	略	略

改 正 案

別表（第1条関係）

職名		報酬の額
略	略	略
介護認定調査員	月額	160,000円に、件数1件 につき、1件から40件までは 2,000円を、41件からは 3,000円を加算して得た額
略	略	略
主任介護支援専門員、介護支援専門員	月額	340,000 //
社会福祉士	//	340,000 //
認知症初期集中支援専門医	日額	30,000 //
認知症初期集中支援専門員	月額	245,000 //
子育て世代包括支援センター専門員	//	340,000 //
嘱託保育士	//	280,000 //
栃木市市民会議委員	学識経験者	日額 20,000 //
	その他	// 8,000 //
略	略	略

(観光振興課)

議案第132号

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市倭町駐車場の使用料を改定するため、栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

中型自動車及び大型自動車の使用料を改定すること。(別表関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第132号（観光振興課）

栃木市営有料観光駐車場条例の一部を改正する条例

現 行

別表（第6条、第15条関係）

自動車の種類	基本額	加算額
	基本時間（最初の30分まで）	基本時間を超えた場合、その超えた時間30分（30分未満の端数時間は30分とする。）ごとに加算する。
<u>普通自動車</u>	100円	100円
<u>中型自動車</u>		
<u>大型自動車</u>		

改 正 案

別表（第6条、第15条関係）

自動車の種類	金額
普通自動車	<u>最初の30分までを100円とし、以後30分（30分未満の端数時間は30分とする。）ごとに100円を加算した額</u>
中型自動車	<u>1回につき、1,000円</u>
大型自動車	

(学校教育課)

議案第133号

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じ、栃木市任期付市費負担教職員の給与を改定するため、栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

市費負担教職員給料表を引き上げること。（別表第1関係）

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第133号（学校教育課）

栃木市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号給	給料月額（円）
1	153,600
2	155,100
3	156,600
4	158,100
5	159,800
6	161,700
7	163,500
8	165,300
9	167,100
10	169,200
11	171,200
12	173,200
13	175,200
14	177,400
15	179,600
16	181,800
17	184,100
18	186,700
19	189,200
20	191,700
21	194,200
22	195,900
23	197,600

改 正 案

別表第1（第5条関係）

市費負担教職員給料表

職務の級	1級
号級	給料月額（円）
1	155,200
2	156,700
3	158,200
4	159,700
5	161,400
6	163,300
7	165,100
8	166,900
9	168,700
10	170,800
11	172,800
12	174,800
13	176,800
14	179,000
15	181,200
16	183,400
17	185,700
18	188,300
19	190,800
20	193,300
21	195,800
22	197,500
23	199,200

現 行

24	199,300
25	200,800
26	202,400
27	204,000
28	205,500
29	207,200
30	208,900
31	210,600
32	212,300
33	213,800
34	215,500
35	217,200
36	218,900
37	220,400
38	222,100
39	223,800
40	225,500
41	227,100
42	228,800
43	230,400
44	232,000
45	233,700
46	235,200
47	236,600
48	238,000
49	239,400
50	240,800

改 正 案

24	<u>200,900</u>
25	<u>202,400</u>
26	<u>204,000</u>
27	<u>205,600</u>
28	<u>207,100</u>
29	<u>208,800</u>
30	<u>210,500</u>
31	<u>212,200</u>
32	<u>213,900</u>
33	<u>215,400</u>
34	<u>217,100</u>
35	<u>218,800</u>
36	<u>220,500</u>
37	<u>222,000</u>
38	<u>223,700</u>
39	<u>225,400</u>
40	<u>227,100</u>
41	<u>228,700</u>
42	<u>230,400</u>
43	<u>232,000</u>
44	<u>233,600</u>
45	<u>235,300</u>
46	<u>236,800</u>
47	<u>238,200</u>
48	<u>239,600</u>
49	<u>241,000</u>
50	<u>242,400</u>

現 行

51	<u>242, 300</u>
52	<u>243, 500</u>
53	<u>244, 700</u>
54	<u>246, 100</u>
55	<u>247, 400</u>
56	<u>248, 600</u>
57	<u>249, 900</u>
58	<u>251, 100</u>
59	<u>252, 200</u>
60	<u>253, 400</u>
61	<u>254, 800</u>
62	<u>256, 100</u>
63	<u>257, 300</u>
64	<u>258, 300</u>
65	<u>259, 300</u>
66	<u>260, 700</u>
67	<u>262, 200</u>
68	<u>263, 700</u>
69	<u>265, 300</u>
70	<u>266, 800</u>
71	<u>268, 300</u>
72	<u>269, 800</u>
73	<u>271, 000</u>
74	<u>272, 200</u>
75	<u>273, 500</u>
76	<u>274, 800</u>
77	<u>276, 200</u>

改 正 案

51	<u>243, 900</u>
52	<u>245, 100</u>
53	<u>246, 200</u>
54	<u>247, 600</u>
55	<u>248, 800</u>
56	<u>250, 000</u>
57	<u>251, 200</u>
58	<u>252, 400</u>
59	<u>253, 500</u>
60	<u>254, 700</u>
61	<u>256, 100</u>
62	<u>257, 300</u>
63	<u>258, 500</u>
64	<u>259, 400</u>
65	<u>260, 400</u>
66	<u>261, 800</u>
67	<u>263, 200</u>
68	<u>264, 700</u>
69	<u>266, 300</u>
70	<u>267, 800</u>
71	<u>269, 300</u>
72	<u>270, 700</u>
73	<u>271, 800</u>
74	<u>273, 000</u>
75	<u>274, 300</u>
76	<u>275, 500</u>
77	<u>276, 900</u>

(消防総務課)

議案第134号

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市消防団に特定の消防活動に限って従事する機能別消防団員を設けるため、栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 機能別消防団員の資格を定めること。(第3条関係)
- 2 機能別消防団員の報酬を定めること。(第12条関係)

[参照条文]

議案第123号と同じ。

議案第134号（消防総務課）

栃木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

現	行
(任免)	
第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者の中から任命する。	
(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者	
(2) 年齢18歳以上の者	
(3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者	
(報酬)	
第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。	
団長～班長 略	
団員 年額 67,000円	
2・3 略	

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者の中から任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者

第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。

団長～班長 略

団員 年額 67,000円

2・3 略

改 正 案

(任免)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき市長が、その他の消防団員は市長の承認を得て団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健の者

2 団員のうち機能別消防団員（規則で定める特定の消防活動に限って従事する消防団員をい
う。以下同じ。）は、前項各号に掲げる資格のほか、消防団員又は消防吏員の経験を5年以
上有する者のうちから任命する。

(報酬)

第12条 消防団員には、次により報酬を支給する。

団長～班長 略

団員 年額 67,000円 （機能別消防団員にあっては10,000円）

2・3 略

(学校施設課)

議案第135号

財産の取得について

提案理由

栃木市立東陽中学校敷地拡張整備事業用地として、栃木市大宮町地内の土地を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

地方自治法抜粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) 以下略

栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さ

なければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

○不動産の調書

所在地	現況地目	筆数	地積 (m ²)	取得価格 (円)
栃木市大宮町北古洞	田	8	7,572.51	21,203,028
	畠	11	8,814.56	24,680,768
計		19	16,387.07	45,883,796

○補償費

所在地	補償項目	補償費 (円)
栃木市大宮町北古洞	工作物（灌漑井戸ポンプ）	695,607

取得箇所



東陽中学校

東陽中学校

位置図

(環 境 課)

議案第136号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市斎場の管理を行わせる指定管理者を宮本工業所・五輪グループに指定することについて、議会の議決を求めるもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1～5略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 以下略

(子育て支援課)

議案第137号

指定管理者の指定について

提案理由

栃木市大平児童館の管理を行わせる指定管理者を学校法人しづわでら学園に指定することについて、議会の議決を求めるもの。

[参考条文]

議案第136号と同じ。

(人権・男女共同参画課)

議案第138号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めるについて

提案理由

本市の人権擁護委員31名のうち、野尻和孝氏が平成28年3月31日をもって任期満了となったので、後任委員の候補者に小野薰子氏を推薦することについて、議会の意見を求めるもの。

[参照条文]

人権擁護委員法抜粋

(委員の使命)

第2条 人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を探るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもつてその使命とする。

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4 以下略

(委員の欠格条項)

第7条 左の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることとなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

2 人権擁護委員が、前項各号の一に該当するに至ったときは、当然失職する。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

小野薰子氏の略歴

住 所 栃木市川原田町862番地1

生年月日 昭和33年7月7日

主な経歴

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)